世田谷区告示第７４５号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和８年１０月２８日から１５日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和８年１０月２８日

世田谷区長　保　坂　展　人

１　認定番号

２８－１

２　供用開始の区間

世田谷区上祖師谷二丁目４１０番２０

３　供用開始の区域

延　長　　７．７５メートル

幅　員　　０．５７メートルから０．６９メートルまで

面　積　　５．０８平方メートル

４　供用開始の期日

令和８年１０月２８日

案　内　図

━━━	特別区道路線の供用開始する部分

街区	上祖師谷二丁目２７番

